

生産物分類の改定に関する関係府省庁及び日本銀行からの御意見に際する対応案

資料1-2

第33回生産物分類策定研究会以降に提出された御意見は、「No.追加1」以降に記載しています。

- ・黄色で着色された項目：第35回生産物分類策定研究会において議論する予定の項目です。
- ・グレーで着色された項目：第34回生産物分類策定研究会までに議論を終えた項目です。
- ・無着色の項目：研究会では議論する予定はありませんが、修正を反映する項目です。

令和6年2月2日

No.	提出元	日本標準産業分類 (第13回改定) 大分類コード	生産物分類 暫定分類コード (8桁)	分類項目名	内容	意 見 等	理 由	対応案	対応案とする理由
1	総務省統計局	B-漁業	3000328	天然のかわはぎ(活、生鮮、冷蔵)	御意見・御質問	左記の生産物分類項目名称が「かわはぎ」に対し、○例示が「わかさぎ」になっています。どちらが正しいものかご教示願いたい。	項目名と内容例示が異なるため。	項目名を「天然のかわさぎ(活、生鮮、冷蔵)」に修正する。	誤植のため。(当該項目は「平成23年(2011年)産業連関表 部門別品目別国内生産額表」の基に設定したもの。)
2	総務省統計局	D-建設業	06000900 06001200	居住用建物建設工事(災害復旧及び維持、補修を除く) 非居住用建物建設工事(災害普及及び維持、補修を除く)	御意見・御質問	左記の生産物分類項目について、産業小分類「066 建築リフォーム工事業」との整理をお願いしたい。	これらの生産物分類項目については、産業小分類066「建築リフォーム工事業」にも対応すると整理がされているが、これらの生産物分類は「維持、補修を除く」としているため、整合的ではないと考えられる。 (別に、生産物分類06001800「建物建設工事(維持、補修)」という項目があり、こちらは産業小分類066「建築リフォーム工事業」に対応するものと考えられる。) これらの生産物分類項目について、産業小分類066「建築リフォーム工事業」との整理をお願いしたい。	左記御意見を踏まえ、左記の生産物分類項目が対応する日本標準産業分類の小分類符号から「066」建築リフォーム工事業を削除する。 また、生産物分類06001503「建物建設工事(災害復旧)」が対応する日本標準産業分類小分類符号に「066」(建築リフォーム工事業)を追加する。 さらに、06001803「建物建設工事(維持、補修)」の対応する日本標準産業分類小分類符号に「061」(一般土木建築工事業)、「064」(建築工事業(木造建築工事業を除く))、「065」(木造建築工事業)を追加する。	左記の生産物分類が対応する日本標準産業分類小分類符号に誤植があったため、修正する。
3	経済産業省	E-製造業	09530300	ぶどう糖、水あめ、異性化糖	項目名新設	分類項目名「ぶどう糖、水あめ、異性化糖」を「でんぶん糖類」に変更する。 また、果糖を詳細分類に新設する。	日本標準産業分類第14回改定に関する修正。 現行の生産物分類09530300「ぶどう糖・水あめ・異性果糖製造業」は、でん粉由来の糖類が分類される。 また、「果糖」はでん粉由来の糖類であり、該当する分類がないため。	09530300「ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業」の統合分類名を「でんぶん糖類」に変更する。 「果糖」の立項は見送り、これまで立項されていた事業者向けと一般消費向けで需要先が混在している09530303「ぶどう糖」と095306「水あめ、麦芽糖」を統合して新たに「でんぶん由来甘味料」を新設した上、その内容例示に「果糖」を加えることとする。 さらに、これまで設定されていた52200306「砂糖(卸売)」と58991506「砂糖(小売)」を、それぞれ「砂糖・甘味料(卸売)」「砂糖・甘味料(小売)」に変更し、内容例示に甘味料を付け加える。	生産物分類のコンセプトから、需要ベースで考える事業者向けと一般消費向けで需要先が混在している甘味料(ぶどう糖、水あめ、麦芽糖、果糖)と、事業者向けに特化している異性化糖類を分けて整理することがふさわしいため。 また、甘味料の卸売、小売のデマケが曖昧なため、甘味調味料である砂糖の卸売と小売の分類に甘味料を追記する。
4	経済産業省	E-製造業	10200321	焼ちゅう	項目名	分類項目名「焼ちゅう」を「焼酎」に変更する。	日本標準産業分類第14回改定に関する修正。 酒税法の表記が「焼ちゅう」から「焼酎」に改正されたため。	左記の御意見のとおり修正する。	日本標準産業分類第14回改定の内容を踏まえた見直しのため。
5	経済産業省	E-製造業	(10200333)	—	新設	10200300「酒類」の詳細分類に「スピリッツ」を新設する。	日本標準産業分類第14回改定に関する修正。 設定されている清酒やウイスキーよりも販売数量が多いため(国税庁公表資料等より確認)。	現行のまます。	現行のままする理由は以下のとおり。 1. 「スピリッツ」及び「リキュール」については、販売数量が多い背景として、これらの酒類がチューハイやカクテルの原料として使用されていることがあり、生産物分類においては、既に「酒類」の詳細分類として10200330「チューハイ、カクテル」が設定されていること。 2. また、上記1以外の用途(原酒)としての「スピリッツ」(ジン、ウォッカ)、「リキュール」についても、「酒類」の詳細分類10200339「その他の酒類」の内容例示として既に記載されていること。 3. 酒類の生産物分類については、旧工業統計調査(現:経済構造実態調査)や旧商業統計調査の商品分類を参照して作成されたものであることを考慮すれば、統計調査の継続性や記入者負担の観点からも現行どおりとするのが望ましいため。
6	経済産業省	E-製造業	(10200336)	—	新設	10200300「酒類」の詳細分類に「リキュー ル」を新設する。	日本標準産業分類第14回改定の際に判明したことによる修正。 設定されている清酒やウイスキーよりも販売数量が多いため(国税庁公表資料等より確認)。		

No.	提出元	日本標準産業分類 (第13回改定) 大分類コード	生産物分類 暫定分類コード (8桁)	分類項目名	内容	意見等	理由	対応案	対応案とする理由
7	経済産業省	E-製造業	12210303 13930303	造作物(建具を除く) 鏡縁、額縁	説明・内容例示	内容例示に記載の「さお縁」を13930303「鏡縁、額縁」から12210300「造作物(建具を除く)」へ移動する。	日本標準産業分類第14回改定に関する修正。 さお縁は、天井板を支えるために天井板に直角に取り付けられる木材であり、造作物(建築内部の仕上げ材等の総称)に該当することが適当と考えられるため。	左記の御意見のとおり修正する。	日本標準産業分類第14回改定の内容を踏まえた見直しのため。
8	日本銀行	E-製造業	30320309 30390306	パーソナルコンピュータ(ノートブック型) その他の端末装置	説明・内容例示	パーソナルコンピュータ(ノートブック型)に含まれるタブレット型パーソナルコンピュータと、その他の端末装置に含まれるタブレット型端末装置の定義をそれぞれ明確にしていただきたい。	タブレット型パーソナルコンピュータとタブレット型端末装置を峻別する根拠が明確に提示されておらず、統計ユーザーとしていずれに分類するか判断しかねることがあるため。	左記の御意見を踏まえ、「30390306その他の端末装置」の説明文に、当該分類の詳しい定義を盛り込み、区分けを明確にする。 さらに成長が著しく、今後も生産の伸びが大きいことが予想されるため、パーソナルコンピュータの統合分類に新たにパーソナルコンピュータ(タブレット型)を新規立項する。	タブレット型端末装置の取扱いについて、パーソナルコンピュータとそれ以外で分類が異なることを明確にするため。
9	農林水産省	E-製造業	16920303	殺虫剤	説明・内容例示	説明・内容例示について、「ひ酸塩製剤、有機りん製剤、クロルピクリン、臭化メチル製剤、くん蒸剤、農業用除虫菊乳剤、BHC製剤、DDT、ひ酸カルシウム、ビレトリン製剤、ロテノン製剤、ニコチン製剤」を「有機りん製剤、クロルピクリン、臭化メチル製剤、くん蒸剤、農業用除虫菊乳剤、ビレトリン製剤」としていただきたい。	既に農薬の登録が失効しており、農薬としての製造・販売が認められていないものを例示から削除されたい。 なお、日本標準産業分類第14回改定においても、既に登録が失効した農薬について例示から削除するよう意見を出している。	左記の御意見のとおり修正する。	日本標準産業分類第14回改定を踏まえ、生産物分類においても既に登録が失効した農薬について例示から削除することが適当であるため。
10	農林水産省	E-製造業	16920306	殺菌剤	説明・内容例示	説明・内容例示について、「水銀化合物製剤、銅化合物製剤、硫黄化合物製剤、硫酸銅製剤、銅製剤」を「銅化合物製剤、硫黄化合物製剤、硫酸銅製剤、銅製剤」としていただきたい。	既に農薬の登録が失効しており、農薬としての製造・販売が認められていないものを例示から削除されたい。 なお、日本標準産業分類第14回改定においても、既に登録が失効した農薬について例示から削除するよう意見を出している。	左記の御意見のとおり修正する。	日本標準産業分類第14回改定を踏まえ、生産物分類においても既に登録が失効した農薬について例示から削除することが適当であるため。
11	事務局	E-製造業	30220303 30220306	デジタルカメラ(一眼レフタイプ(レンズ交換式)) デジタルカメラ(コンパクトタイプ)	項目名 説明・内容例示	左記分類の項目名及び説明・内容例示を以下のとおり修正してほしい。 •30220303 項目名「レンズ交換式デジタルカメラ」説明文を削除し、○例示に「ミラーレス一眼カメラ、一眼レフカメラ」を追加。 •30220306 項目名「レンズ固定式デジタルカメラ」説明文を削除し、○例示に「コンパクトデジタルカメラ」を追加。	分類項目名を「レンズ交換式デジタルカメラ」と「レンズ固定式デジタルカメラ」に修正し、さらに、以下のとおり不適切な説明文を削除し、○例示を記載することにより分類を明確にする。 •30220303 レンズ交換式デジタルカメラは、新製品ではミラーレス一眼タイプが主流になっており、現行の項目名及び説明・内容例示には違和感があるため。 •30220306 現行の説明文に「一眼レフタイプ」と記載されていることにより、ほとんどのコンパクトデジタルカメラは非該当となるため。	左記の御意見のとおり修正する。	左記の理由のとおり。
12	日本銀行	E-製造業 G-情報通信業	32960300 41101503 41200306 41200309 39101203 39100603 39100609 39100903 39100909	情報記録物(新聞、書籍等の印刷物を除く) 映像ソフト(物理的媒体) その他の音楽用物理的媒体(音楽CDを除く) 音楽ビデオ(物理的媒体) ゲームソフトウェア(物理的媒体) 事業用アプリケーションソフトウェア(物理的媒体) 事業用基本ソフトウェア(物理的媒体) 家庭用アプリケーションソフトウェア(ゲームソフトウェアを除く、物理的媒体) 家庭用基本ソフトウェア(物理的媒体)	説明・内容例示	製造業に分類される「情報記録物」とソフトウェア業や映像・音声・文字情報制作サービスで捕捉する「物理的媒体」との違いを明記していただきたい。	財とサービスの定義が曖昧であり、統計ユーザーとして違いが分かりづらいため。	主に製造業から産出される生産物として設定されている「情報記録物」については「情報記録物複製」として製造工場にて製造事業所等にて行う、音響用情報記録物の複製とし、逆に現行で主に情報通信業から産出される生産物として設定されている「ソフトウェア(物理的媒体)」については、不特定多数のユーザーを対象とし、かつ、主として事業用に開発・販売されたパッケージソフトウェアのうち、特定の機能を実行するために利用されるアプリケーションソフトウェアで、CD、DVD等の情報記録物に記録されたものとして、両者が概念的に別の物であるとして、双方を設定する。 また、同一の物が、項目名によって「情報記録物」と「物理的媒体」と別の表現になってしまっておりわかりづらいので、「情報記録物」という表現に統一する。	「情報記録物」と「ソフトウェア(物理的媒体)」の生産物については違いがわからず、曖昧なため。

No.	提出元	日本標準産業分類 (第13回改定) 大分類コード	生産物分類 暫定分類コード (8桁)	分類項目名	内容	意 見 等	理 由	対応案	対応案とする理由
13	事務局	E-製造業	—	化学物質名称	項目名 説明・内容例示	生産物分類において、例えば「クロルスルフォン酸」のように「クロル…」と標記される化学物質と「クロロフルオロメタン」のように「クロ…」と標記される化学物質がある。統一しないのか。	表現の揺れを統一するため。	左記の御意見のとおり修正する。	日本標準産業分類第14回改定にて文言を統一したため、生産物分類においてもそれに合わせるため。
14	総務省 情報流通行政 局	G-情報通信 業	40109900～ 40109999	その他のインターネット関連 サービス 電子認証サービス 情報ネットワークセキュリティ・ サービス ドメイン登録サービス 他に分類されないその他のイ ンターネット関連サービス	新設	「課金・決済代行業」を生産物分類にも明記してほしい。	外為法(昭和二十四年法律第二百二十八号)に基づく届出の書類等において、業種を記載する欄があり、課金・決済代行業に関する問合せや記載漏れが多いため。	左記の御意見を踏まえ、大分類J-金融業、保険業及び大分類G-情報通信業から算出される生産物として、「課金・決済代行サービス」を新設する。 また、紛れのないようにするために、「前払式支払サービス」、「資金移動サービス」、「その他の資金移動サービス」の×例示に「課金・決済代行サービス」を追加することとしたい。	課金・決済代行業が提供している「課金・決済代行サービス」とは、クレジットカード会社など様々な「決済事業者」と「加盟店」との間に立ち、加盟契約、決済処理、入金手続、システム保守・管理などの業務を代行・一括提供するサービスを加盟店に提供するサービスを指していると考えられるが、左記の御指摘のとおり、生産物分類において当該サービスがどの分類に該当するのかは明記されておらず、分類を明確にするため「課金・決済代行サービス」を新設する。 また、経済センサス-活動調査において当該産業は日本標準産業分類の大分類G-情報通信業の項目として調査を行っているが、日本標準産業分類において「課金・決済代行業」の位置付けは明示されていない。 当該産業は提供するサービスに応じて金融業等に係る届出等を行っているが、金融業等に係る許認可は必須ではない。また、サービスの提供はインターネットをツールとしているほか、対面、書面等によって行う場合も想定される。これらを踏まえ、生産物分類における同サービス(生産物)を産出する主たる産業を以下の2つのとおり整理することとしたい。
15	事務局 (外部照会より 抜粋)	J-金融業、保 険業	66190600	資金決済サービス(銀行等か ら提供される為替サービスを 除く)	御意見・御質問 新設	平成28年経済センサス-活動調査で「インターネッ ト附随サービス業」に分類されて いた「課金・決済代行サービス」は、生産物 分類ではどこに分類されるか判断しかね る。 生産物分類ではJ-金融業、保険業に左 記の詳細分類が設定されているが、「課金・ 決済代行サービス」が左記分類に該当する のでしょうか。 分類を明確にしていただきたい。	左記の詳細分類は、「資金決済法」に基づく取引が分類さ れるとのことだが、純粋な決済代行サービス(資金移動が伴 わない取引)はどこに分類されるのかわからな いため。 「資金移動業者」に登録していない業者の取引が、分類さ れる項目を検討していただきたい。	①大分類J-金融業、保険業に該当する事業者 ・「前払式支払手段発行者」、「資金移動業者」など に登録し、主として当該金融サービスを提供して いる事業者 ②大分類G-情報通信業に該当する事業者 ・主として決済プラットフォームの提供を行って いる事業者	現時点においては、生産物分類コードの上4桁 (JSIC)は、当該産業が決済事業者(金融業)と密接 に関連することから「6619」(大分類J-金融業、保 険業の細分類「6619その他の補助的金融業、金融附 帯業」)を付番することとしたい。 なお、日本標準産業分類における「課金・決済代 行業」の正式な位置づけは日本標準産業分類の次 期改定において検討することとし、その結果を生 産物分類に反映することとしたい。
16	総務省 情報流通行政 局	G-情報通信 業	38009999	放送附帯サービス	御意見・御質問 説明・内容例示	「放送附帯サービスのうち、他に分類され ないもの」の例示に「B-CASカード等によ る限定受信システム提供サービス」と記述 があるので、こちらは「等」に「ACAS チップによる提供サービス」の意味合いは 含有しておりますでしょうか。含有していな い場合、「B-CASカード、ACASチップ 等による限定受信システム提供サービス」と いう記述への変更をご検討いただけます でしょうか。	2018年12月以降、4K・8K放送に対応した「ACAS」方式 が適用されたことにより、ACASチップ内蔵受信機器が一般 に流通していることから、該当の内容例示にも反映してい ただきたいため。	左記の御意見のとおり、「ACASチップ」につい ても内容例示に追加する。	ACASチップはもともと「B-CASカード等」に含まれ ると考えられるが、4K・8K放送に対応した液晶テ レビの売上げシェアが近年伸びているため、今後 ACASチップが主流になることが予想されることから、 より説明を明確にすることを目的として例示に追加 することとする。

No.	提出元	日本標準産業分類 (第13回改定) 大分類コード	生産物分類 暫定分類コード (8桁)	分類項目名	内容	意 見 等	理 由	対応案	対応案とする理由
17	事務局	G-情報通信業	41300900 41300900 41400900 41401200 41401800	オンライン新聞(購読料収入) オンライン新聞(広告収入) オンライン雑誌(購読料収入) オンライン雑誌(広告収入) オンライン書籍	項目名	左記分類項目名称を「オンライン」から「電子版」に変更してはどうか。	日本標準産業分類第14回改定において、細分類4131「新聞業」は、「オンライン」という言葉を使わず「電子版」という表記に修正しているため。	左記の御意見のとおり、オンライン新聞を新聞電子版へ、オンライン雑誌を雑誌電子版へ、オンライン書籍を電子書籍へ修正する。	日本標準産業分類第14回改定の内容を踏まえた見直しのため。
18	経済産業省	G-情報通信業	39200303	情報処理サービス(他に分類されるものを除く)	説明・内容例示	「情報処理サービス(他に分類されるものを除く)」の説明・内容例示から「データバンチ」を削除いただきたい。	データ入力の媒体としてカードや紙テープの利用がほぼなくなってきたため。 日本標準産業分類第14回改定の検討(第9回産業分類検討チーム)においても、内容例示の削除について、左記の理由から承認いただいている。	左記の御意見のとおり、修正する。	日本標準産業分類第14回改定の内容を踏まえた見直しのため。
19	総務省統計局	G-情報通信業	38000303 38000603 41100603	—	御意見・御質問	テレビ番組の制作・配給サービスについて、該当する生産物分類項目の整理をしていただきたい。	・産業細分類4114「映画・ビデオ・テレビジョン番組配給業」に分類される事業所について、映画の制作・配給サービスは生産物分類41100300「映画の制作・配給サービス」という分類項目があるが、テレビ番組の制作・配給サービスについては、分類項目が設定されていない。 ・産業細分類4114「映画・ビデオ・テレビジョン番組配給業」の○例示には「ケーブルテレビ番組配給業;有線テレビジョン放送番組配給業」という記載があり、これらの事業者が生み出すサービスについても存在しうると考えられる。 ・既存の生産物分類項目に分類される場合には、「説明・内容例示」欄にその旨を記載し、明示化をされたい。 ・当該サービスが既存の生産物分類項目には含まれないとことであれば、新たな分類項目の設定を検討願いたい。	41100603「テレビ番組の制作サービス」の内容例示で、ケーブルテレビ番組の制作・配給サービスの区分を明記すると共に、他者が制作したテレビ番組の配給サービスが含まれない旨をより具体的に明記する。 また、いわゆるテレビ番組の配給というのは、第20回生産物分類策定研究会席上にて「映像著作物に係るテレビ放映権の使用許諾サービス」ということで整理されているため、「映像著作物に係るテレビ放映権の使用許諾サービス」の○例示に「テレビ番組の配給」を追加する。 さらに、38000303と38000603にテレビ番組制作サービスが入らないことを内容例示で明示する。	左記の御意見にあるテレビ番組に関する制作と配給、放送の区分けについては、既存の分類にすでに整理されている。しかし、わかりづらいためより明確になるよう、内容例示を追加する。 参考として、平成31年1月に行われた第20回生産物分類策定研究会席上にて「テレビの配給サービスといふものがほとんどテレビ放映権の使用許諾サービスと同じものだ」ということと、「制作・配給を両方行っているということは、制作を受託するケースが多いということ」から、現行の「テレビ番組の制作サービス」で一本化したという背景がある。
20	日本銀行	G-情報通信業	40109909	ドメイン名登録サービス	説明・内容例示	登録管理機関がドメインを管理するサービス(ドメイン販売時に登録管理機関に入る収入)もこの分類に含まれることを記載して頂きたい。	ドメイン管理サービスについても当分類に含まれるかが不明瞭のため。	左記の御意見を踏まえ、「ドメイン申請・管理サービス」として管理サービスも含まれるよう説明文を修正する。	ドメインサービスについては、主に以下の2つのが該当する。 ①ドメイン名登録管理取次サービス ②ドメイン名登録管理サービス 現行は②のサービスがある旨が読み取れないため、②の内容を盛り込む。 なお、①と②を兼任する事業者があるため、需要先が「9」となり、分割して立項することはしない。
21	日本銀行	G-情報通信業	40100303 40100903 40100603 40101203～ 40101209	ウェブ情報検索・提供サービス(広告収入) マーケットプレイス提供サービス(広告収入) ウェブ情報検索・提供サービス(広告以外の収入) マーケットプレイス提供サービス(個人出品者からの手数料収入) マーケットプレイス提供サービス(法人出品者からの手数料収入) マーケットプレイス提供サービス(購入者からの手数料収入)	説明・内容例示	旅行業、不動産仲介業、小売業などが、自社サイトに自社商品の情報を掲載して販売する場合は、それぞれの業種のサービスの生産物となる一方、インターネット附随業が運営するポータルサイト(トラベル仲介サイト、不動産情報サイト、マーケットプレイス等)が運営するポータルサイトに掲載する場合は、ウェブ情報検索・提供サービスやマーケットプレイスの生産物に分類されるということを明記していただきたい。	ポータルサイトの仲介サービスについては国際的に議論が重ねられていることから、生産物分類での扱いについて明確化していただきたい。	財やサービスの取引を各産業が直接やりとりするものと、WEB上の仲介サービスを経由するものが明確になるよう、ウェブ情報検索・提供サービスやマーケットプレイスの生産物について説明・内容例示を追記した。	区分を明確にするため。

No.	提出元	日本標準産業分類 (第13回改定) 大分類コード	生産物分類 暫定分類コード (8桁)	分類項目名	内容	意 見 等	理 由	対応案	対応案とする理由
22	事務局	H-運輸業、郵便業	44000303	引越しサービス	分割 項目名 説明・内容例示	「引越しサービス」を、以下の2つの詳細分類に分割し、説明文・内容例示を修正する。 ・「引越しサービス(住宅の引越しを除く)」 ・「住宅引越しサービス」	【生産物分類策定研究会の記録第一巻 「サービス分野の生産物分類」に関する今後の修正必要箇所(令和3年3月時点)について】より転記】 分類体系の構築にあたり、NAPCSとの対応付けを行うため。	左記の御意見のとおり、修正する。	生産物分類策定研究会(財分野)において、修正の了承を得ているもの。
23	事務局 (総務省統計局 からの御意見)	H-運輸業、郵便業	44001503	その他の貨物自動車運送サービス	分割	「その他の貨物自動車運送サービス」から、運送業の多くの企業が主力業務として事業を営んでいるものと考えられる「特定貨物自動車運送事業」に係る項目を抜き出し、新規立項してはどうか。	令和3年経済センサー活動調査の集計結果では、建設・サービス収入の内訳のうち「その他の貨物自動車運送サービス」の金額が他の同種のサービス(「引越しサービス」や「宅配便サービス」等)と比較して非常に高いことが判明した。 その結果を踏まえ、総務省統計局は「その他の貨物自動車運送サービス」をバスケット項目であると誤認したうえで、「引越しサービス」や「宅配便サービス」等よりもバスケット項目の金額が高いのは分類上、好ましくないという理由で事務局に対して分類項目を見直すべきとの課題提案を行ったため。 なお、具体的な提案内容とは「その他の貨物自動車運送サービス」から、「特定貨物自動車運送事業」に係る項目を抜き出すというものである。	特定貨物自動車運送事業に係る項目の新規立項は行わない。ただし現行の「その他の貨物自動車運送サービス」はバスケット項目として誤認される可能性が高いため①分類項目名を「貨物自動車運送サービス(引越しサービス、宅配便サービス、靈柩車サービスを除く)」へ修正し、かつ、②分類の順番を「引越し、宅配便、靈柩車」の分類項目よりも前に位置するように修正する。	国土交通省貨物課の公表データによれば、令和3年度末時点における全国の貨物自動車運送事業のうち、特定貨物自動車運送事業の登録者数は320件である。 さらに、荷主の数を除いて、特定貨物自動車運送業と一般貨物自動車運送業のサービス内容は同一であることから、新規立項は行わない。 一方で、本来のバスケット項目は、暫定分類コード44009999「その他の道路貨物運送サービス」であるにもかかわらず、暫定分類コード44001503「その他の貨物自動車運送サービス」は「その他の」という名前から始まること、さらには分類の順番からバスケット項目として誤認される可能性が高い。 したがって、対応案のとおり修正する。
24	総務省統計局	H-運輸業、郵便業	44001803	サードパーティロジスティクスサービス	御意見・御質問	「サードパーティロジスティクスサービス」について、更なる定義の明確化をお願いしたい。	・「サービス分野の生産物分類(2019年設定)」における同分類項目の「説明及び内容例示」の記載について、定義をさらに明確に記載していただきたい。 ・例えば、原材料や部品・商品の調達、製造、包装、梱包、輸送、販売にいたる全てのプロセスに関わる部門また企業間の情報を一元管理し、サプライチェーンマネジメントの視点から最適な物流システムを提案する事業形態がある。これは、荷主企業に対する物流サービスではなく、製造事業者の供給の流れをサービスの対象としているものであるが、このようなサービス提供を行う場合にも、「サードパーティロジスティクスサービス」に分類され得るのかは判断に迷うところである。 ・仮に、上述のようなサービスの提供が「サードパーティロジスティクスサービス」に該当しないとすれば、企業によっては3PLサービスを「サービス分野の生産物分類(2019年設定)」とは違う概念で捉えていることになり、定義を明確にしないと、統計調査において誤記入に繋がる危険性が生じうる。 ・これらのことより、当該分類項目については、更なる定義の明確化をお願いしたい。	左記の御意見を踏まえ、説明文に具体的な物流業務として、「物流業務(商品等の入荷管理、保管管理、流通加工(包装、梱包)、出荷管理から商品等の輸送など)」を追記し、定義を明確にした。 また、×例示に「その他の貨物自動車運送サービス・倉庫サービス・貨物利用運送サービス(3PL(サードパーティ・ロジスティクス)サービス)を提供する事業者が同サービスの一環として行わないもの」を追記し、他分類との違いを明確にした。 なお、サードパーティロジスティクスサービスは、並列する語に「・」(ナカテン)を用いて、「3PL(サードパーティ・ロジスティクス)サービス」と表記する。	「3PL(サードパーティ・ロジスティクス)サービス」は、荷主企業の物流業務を包括的に請負う事業形態であるが、その事業形態は契約内容によって様々であるため、想定されるサービスの種類を列挙し定義を明確にした。 また、他分類との重複を排除するため、×例示を追加した。
25	国土交通省	H-運輸業、郵便業	48500603 48500903	自動車ターミナル提供サービス 有料道路提供サービス	御意見・御質問	当室所管である、道路運送法第2条第5項に定められている、「自動車道事業」と、自動車ターミナル法第2条第8項に定められている「自動車ターミナル事業」は、生産物分類のどこに当たるのかご教示ください。現行版生産物分類のP14に、「自動車ターミナル提供サービス」「有料道路提供サービス」とありますが、こちらが該当するのでしょうか。	左記のとおり。	お見込みのとおり。	「自動車ターミナル提供サービス」は、日本標準産業分類の細分類4853「自動車ターミナル業」の説明文を参考に策定し、「有料道路提供サービス」は日本標準産業分類の細分類4852「道路運送固定施設業」の説明文を参考に策定したもの。

No.	提出元	日本標準産業分類 (第13回改定) 大分類コード	生産物分類 暫定分類コード (8桁)	分類項目名	内容	意見等	理由	対応案	対応案とする理由
26	産業分類検討チーム	H-運輸業、郵便業 R-サービス業 (他に分類されないもの)	89190303	ロードサービス	移項目名 説明・内容例示	左記分類の説明に「自動車のけん引サービスは本分類に含まれると定義されているが、「レッカー」という言葉は使用していないため、日本標準産業分類第14回改定を踏まえた修正が必要ではないか。	【第9回産業分類検討チーム(令和4年5月13日開催)における御意見】 日本標準産業分類第14回改定において、大分類R-サービス業(他に分類されないもの)の細分類9299「他に分類されないその他の事業サービス業」の内容例示に記載されていた「レッカー車業」が、大分類H-運輸業、郵便業に産業移動し、細分類4892「レッカー・ロードサービス業」として新設されたため。	左記の御意見を踏まえ、分類名称を「レッカー・ロードサービス」に修正し、対応する産業分類を大分類H-運輸業、郵便業の小分類489「他の運輸に附帯するサービス業」に移動する。	日本標準産業分類第14回改定の内容を踏まえた見直しのため。
27	農林水産省	I-卸売業、小売業	53294803	殺虫剤(卸売)	説明・内容例示	説明・内容例示について、「ひ酸塩製剤、有機りん製剤、クロルピクリン、臭化メチル製剤、くん蒸剤、除虫菊乳剤(農業用)、BHC製剤、DDT、ひ酸カルシウム、ビレリン製剤、ロテノン製剤、ニコチニン製剤」を「有機りん製剤、クロルピクリン、臭化メチル製剤、くん蒸剤、農業用除虫菊乳剤、ビレトリン製剤」としていただきたい。	既に農薬の登録が失効しており、農薬としての製造・販売が認められていないものを例示から削除したい。 なお、日本標準産業分類第14回改定においても、既に登録が失効した農薬について例示から削除するよう意見を出している。 また、合わせて、誤植の修正をお願いする。	左記の御意見のとおり修正する。	日本標準産業分類第14回改定の内容を踏まえた見直しのため。
28	農林水産省	I-卸売業、小売業	53294806	殺菌剤(卸売)	説明・内容例示	説明・内容例示について、「水銀化合物製剤、銅化合物製剤、硫黄化合物製剤、硫酸銅製剤、銅製剤」を「銅化合物製剤、硫黄化合物製剤、硫酸銅製剤、銅製剤」としていただきたい。	既に農薬の登録が失効しており、農薬としての製造・販売が認められていないものを例示から削除したい。 なお、日本標準産業分類第14回改定においても、既に登録が失効した農薬について例示から削除するよう意見を出している。	左記の御意見のとおり修正する。	日本標準産業分類第14回改定の内容を踏まえた見直しのため。
29	環境省	I-卸売業、小売業	53600399	その他の再生資源(卸売)	説明・内容例示	内容例示に「古材」を追加していただきたい。	日本標準産業分類第14回改定において、「その他の再生資源卸売業」の内容例示に「古材卸売業」を追加し、古材の位置づけを明確にしたことから、生産物分類においても内容例示として追加し、経済実態を適切に把握できるようにするため。	左記の御意見のとおり修正する。	日本標準産業分類第14回改定の内容を踏まえた見直しのため。
30	農林水産省	I-卸売業、小売業	60430309	農薬(小売)	説明・内容例示	説明・内容例示について、「殺虫剤(ひ酸塩製剤、有機りん製剤、クロルピクリン、臭化メチル製剤、くん蒸剤、除虫菊乳剤(農業用)等)、殺菌剤(水銀化合物製剤、銅化合物製剤、硫黄化合物製剤、硫酸銅製剤、銅製剤等)、除草剤、植物成長調整剤、混合農薬、展着剤」を「殺虫剤(有機りん製剤、クロルピクリン、臭化メチル製剤、くん蒸剤、除虫菊乳剤(農業用)等)、殺菌剤(銅化合物製剤、硫黄化合物製剤、硫酸銅製剤、銅製剤等)、除草剤、植物成長調整剤、混合農薬、展着剤」としていただきたい。	既に農薬の登録が失効しており、農薬としての製造・販売が認められていないものを例示から削除したい。 なお、日本標準産業分類第14回改定においても、既に登録が失効した農薬について例示から削除するよう意見を出している。	左記の御意見のとおり修正する。	日本標準産業分類第14回改定の内容を踏まえた見直しのため。
31	産業分類検討チーム 経済産業省	I-卸売業、小売業 E-製造業	60520303	その他の非石油系燃料(小売) 乗用車(ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車)(シャシーを含む) 乗用車(電気自動車、燃料電池自動車)(シャシーを含む) トラック・バス(化石燃料のみによらないもの)(シャシーを含む)	新設	産業細分類6052「燃料小売業(ガソリンスタンドを除く)」に対する生産物分類として、「電気自動車充電サービス」及び「燃料電池自動車向け水素充填サービス」の設定をお願いしたい。	今後、普及が見込まれる電気自動車(EV、PHV)及び電気燃料自動車(FCV)に必要なインフラ設備である「電気自動車充電スタンド」及び「燃料電池自動車向け水素ステーション」の普及が見込まれるため。 日本標準産業分類第14回改定の検討(第4回及び第8回産業分類検討チーム)においても、内容例示の追加について、左記の理由から承認いただいている。	① 自動車向けの電気及び水素を併せ統合分類「自動車用動力源(ガソリン、軽油、LPGを除く)(小売)」を新設する。 ② 併せて、財分野の生産物分類として、これらクリーンエネルギーを使用する自動車を、従来の区分から分離して「乗用車(ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車)(シャシーを含む)」「乗用車(電気自動車、燃料電池自動車)(シャシーを含む)」「トラック・バス(化石燃料のみによらないもの)(シャシーを含む)」を新規立項する。これに伴い、動力源の相違(化石燃料かクリーンエネルギーか)を明示するため、自動車関係のすべての項目について項目名の表記を「(化石燃料車)(シャシーを含む)」と見直す。 ③ また、60520303「その他の非石油系燃料(小売)」の分類名称を、「非石油系燃料(小売)」に修正することとした。	①② 「電気自動車向け電気」及び「燃料電池自動車向け水素」は、今後の進展が見込まれることから、これら自動車向け新エネルギーの供給サービス及びクリーンエネルギー車を立項する。また、項目名の表記で完成車と併せてシャシーを含む趣旨の表記を()としたのは2つの要件が独立したものであることを明示した趣旨である。 ③ 項目名の「その他の非石油系燃料(小売)」はそもそも非石油系の生産物分類が他に設定されていないため「その他」は不要であることから、分類項目名を「非石油系燃料(小売)」に修正することとした。

No.	提出元	日本標準産業分類 (第13回改定) 大分類コード	生産物分類 暫定分類コード (8桁)	分類項目名	内容	意 見 等	理 由	対応案	対応案とする理由
32	経済産業省	J-金融業	64301203 64301206	クレジットカードによらない一般消費者向け販売信用サービス クレジットカードによらない事業者向け販売信用サービス	説明・内容例示 新設	「クレジットカードによらない一般消費者向け販売信用サービス」及び「クレジットカードによらない事業者向け販売信用サービス」の説明について修正をお願いしたい。	「クレジットカードによらない販売信用」とは、割賦販売法(昭和36年法律第159号)では「個別信用購入あっせん」に該当するため修正が必要であるため。 なお、現行の説明文の内容は、販売店が独自に割賦販売を行って発生した「割賦売掛金」を割賦金融業を営む事業者が買取又は担保とすることで、販売店に資金供給を行う金融取引の内容となっている。 サービス分野の生産物分類作成時に弊省が担当した箇所の誤りでありお詫びいたします。 また、当該分類の設定当時に業界団体からの意見聴取において、クレジットカードによる販売信用(包括信用購入あっせん)及びクレジットによらない販売信用(個別信用購入あっせん)とともに、クレジットカード会社の主たる業務であるとの見解をいただきておりますこと申添えます。	左記の御意見を踏まえ、「クレジットカードによらない販売信用サービス」を、個別信用購入あっせんに該当するサービスとして説明・内容例示を修正することとしたい。 また、現行の説明文は「割賦金融業務」に係るサービスにつき、「割賦金融サービス」を新設することとしたい。	「個別信用購入あっせん」に係るサービスの説明文が「割賦金融サービス」の内容として設定されていたため、修正する。 また、「割賦金融業務」に係るサービスが設定されていないため、新設する。
33	事務局 (外部照会より 抜粋)	J-金融業、保 険業	62002403	預金・貸出関連業務サービス	説明・内容例示	口座振替手数料、インターネットバンキング月額基本手数料、シンジケート・ローン手数料(エージェントフリーなど)、ATM委託手数料がどの項目に分類されるのか明記してほしい。	現行の分類の定義では判断しかねるため。	御意見の踏まえ、左記分類の○例示に「口座振替手数料、インターネットバンキング月額基本手数料、シンジケート・ローン手数料、ATM委託手数料」を追記することとしたい。	分類を明確にするため。
34	事務局 (外部照会より 抜粋)	J-金融業、保 険業	65110606	債権引受け・募集サービス	説明・内容例示	社債発行事務委託手数料が分類される項目を明示してほしい。	現行の分類の定義では判断しかねるため。	社債発行事務委託手数料には、「発行手数料」、「元利金支払手続手数料」等が該当すると考えられるが、これらは65110606「債券引受け・募集サービス」に該当する。これを明確にするため、説明文に「社債の発行事務を行うサービスは本分類に含まれる。」旨を追記し、さらに○例示に「社債発行手数料」を追記する。 なお、社債の発行に係る保証料は、66140306「事業者向け債務保証サービス」に位置付けられることから、65110606「債券引受け・募集サービス」の×例示に「社債発行に係る保証料」を追記する。	社債は「債券」の一種であるため、65110606「債券引受け・募集サービス」に含まれるものと整理する。 ただし、社債の発行に係る保証料は、66140306「事業者向け債務保証サービス」に分類される。
35	金融庁	J-金融業、保 険業	66190606	仮想通貨交換サービス	項目名 説明・内容例示	詳細分類の名称及び定義を「仮想通貨」から「暗号資産」に修正してほしい。	資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)の一部改正があり、それを反映する必要があるため。 日本標準産業分類第14回改定の内容例示にて「暗号資産交換業」を新たに記載する予定であり、これとの平仄をあわせることとしたい。	左記の御意見のとおり修正する。	日本標準産業分類第14回改定の内容を踏まえた見直しのため。
36	事務局 (外部照会より 抜粋)	J-金融業、保 険業	66190603	前払式支払サービス	御意見・御質問	QRコードなどのコード決済に係る加盟店手数料は、「66190603 前払式支払サービス」に含まれるという認識でよろしいでしょうか。	現行の分類の定義では判断しかねるため。	左記御意見のとおり、66190603「前払式支払サービス」に含まれる。 現行の分類の定義では不明確なため、○例示に「QRコード決済の加盟店手数料」を追加する。 (第34回生産物分類研究会において追記) さらに、説明文に「コード決済事業者が提供するインターネット上の決済は本分類に含まれる。」と追加することとしたい。	分類を明確にするため。
37	事務局	J-金融業、保 険業	66190609	資金移動サービス	説明・内容例示	説明・内容例示にある「少額の為替取引を提供するサービス」から「少額」という文言を削除してほしい。	資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)の一部改正があり、それを反映する必要があるため。	左記の御意見のとおり修正する。	資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)の一部改正により、第一種資金移動業の送金可能な金額の上限が撤廃されたため。
38	日本銀行	J-金融業、保 険業	66309999	その他の金融サービス	説明・内容例示	デビッドカードにかかるサービスは、クレジットカード関連の項目に包含されているという理解でよいか。デビッドカードにかかるサービスの扱いが不明のため、明記して頂きたい。	デビッドカードにかかるサービスの記載がないため。	66309999「その他の金融サービス」の○例示に「デビットカードの加盟店手数料」を追加する。	デビットカードにかかるサービスを明確にするため。 デビットカードの支払い手段は、預金自動引き落とし等の即時払いであることから、クレジットカード関連の生産物ではなく、金融業全般のバスケット項目である66309999「その他の金融サービス」の○例示に「デビットカードの加盟店手数料」を追加する。

No.	提出元	日本標準産業分類 (第13回改定) 大分類コード	生産物分類 暫定分類コード (8桁)	分類項目名	内容	意見等	理由	対応案	対応案とする理由
39	事務局	J-金融業、保険業	66309999	その他の金融サービス	説明・内容例示	○例示にある「証券事務代行サービス」を削除してほしい。	「証券事務代行サービス」は、日本標準産業分類の細分類「9299他に分類されないその他の事業サービス業」に分類されるため、大分類「金融業、保険業」に分類される生産物分類として設定されていることは、産業大分類が相違しているため。	左記の御意見のとおり修正する。	「証券事務代行サービス」がどのような生産物をしているか確認したところ、銀行や証券会社の事を請負うサービスを示していた。これらのサービスは、日本標準産業分類では、企業経営を対象としてサービスを提供する他に分類されない事業所であることから、細分類9299「他に分類されないその他の事業サービス業」に該当する。 つまり、生産物分類の92909999「その他の事業者向けサービス」に該当するため、66309999「その他の金融サービス」の○例示からは削除することとしたい。
40	事務局	K-不動産業、物品賃貸業	68100303	新築戸建住宅販売サービス	削除	左記項目を削除する。	【生産物分類策定研究会の記録第一巻 「サービス分野の生産物分類」に関する今後の修正必要箇所(令和3年3月時点)について】 【生産物分類策定研究会における建設業分野の検討において設定した生産物との一部重複を削除するため。】	左記の御意見のとおり修正する。	生産物分類策定研究会(財分野)において、修正の了承を得ているもの。
41	事務局	K-不動産業、物品賃貸業	68100300	戸建住宅販売サービス	項目名	左記統合分類項目名を「中古居住用建物販売サービス」に修正する。	【生産物分類策定研究会の記録第一巻 「サービス分野の生産物分類」に関する今後の修正必要箇所(令和3年3月時点)について】 【生産物分類策定研究会における建設業分野の検討において設定した生産物との一部重複を避けるため。】	左記の御意見のとおり修正する。	生産物分類策定研究会(財分野)において、修正の了承を得ているもの。
42	事務局	K-不動産業、物品賃貸業	68100603	新築共同住宅販売サービス (部屋単位で販売するもの)	削除	左記項目を削除する。	【生産物分類策定研究会の記録第一巻 「サービス分野の生産物分類」に関する今後の修正必要箇所(令和3年3月時点)について】 【生産物分類策定研究会における建設業分野の検討において設定した生産物との一部重複を削除するため。】	左記の御意見のとおり修正する。	生産物分類策定研究会(財分野)において、修正の了承を得ているもの。
43	事務局	K-不動産業、物品賃貸業	68100600 68100306	共同住宅販売サービス(部屋単位で販売するもの) 中古共同住宅販売サービス (部屋単位で販売するもの)	項目名 説明・内容例示	左記統合分類項目名を「中古居住用建物販売サービス」に修正する。 また、左記詳細分類項目名を「中古共同住宅販売サービス(戸単位で販売するもの)」に修正し、説明文・内容例示も修正する。	【生産物分類策定研究会の記録第一巻 「サービス分野の生産物分類」に関する今後の修正必要箇所(令和3年3月時点)について】 【生産物分類策定研究会における建設業分野の検討において設定した生産物との一部重複を削除するため、統合分類名称を修正する。 また、紛れがないように詳細分類項目名及び説明・内容例示の単位を修正する。	左記の御意見のとおり修正する。	生産物分類策定研究会(財分野)において、修正の了承を得ているもの。
44	事務局	K-不動産業、物品賃貸業	68100903	新築共同住宅販売サービス (部屋単位で販売するものを除く)	削除	左記項目を削除する。	【生産物分類策定研究会の記録第一巻 「サービス分野の生産物分類」に関する今後の修正必要箇所(令和3年3月時点)について】 【生産物分類策定研究会における建設業分野の検討において設定した生産物との一部重複を削除するため。】	左記の御意見のとおり修正する。	生産物分類策定研究会(財分野)において、修正の了承を得ているもの。
45	事務局	K-不動産業、物品賃貸業	68100900 68100906	共同住宅販売サービス(部屋単位で販売するものを除く) 中古共同住宅販売サービス (部屋単位で販売するものを除く)	項目名 説明・内容例示	左記統合分類項目名を「中古居住用建物販売サービス」に修正する。 また、左記詳細分類項目名を「中古共同住宅販売サービス(戸単位で販売するものを除く)」に修正し、説明文・内容例示も修正する。	【生産物分類策定研究会の記録第一巻 「サービス分野の生産物分類」に関する今後の修正必要箇所(令和3年3月時点)について】 【生産物分類策定研究会における建設業分野の検討において設定した生産物との一部重複を削除するため、統合分類名称を修正する。 また、紛れがないように詳細分類項目名及び説明・内容例示の単位を修正する。	左記の御意見のとおり修正する。	生産物分類策定研究会(財分野)において、修正の了承を得ているもの。

No.	提出元	日本標準産業分類 (第13回改定) 大分類コード	生産物分類 暫定分類コード (8桁)	分類項目名	内容	意 見 等	理 由	対応案	対応案とする理由
46	事務局	K-不動産業、 物品賃貸業	68101500 68101503	非住宅用建物販売サービス 非住宅用建物販売サービス	項目名 説明・内容例示	左記統合分類項目名を「中古非居住用建物販売サービス」に修正する。 また、左記詳細分類項目名を「中古非居住用建物販売サービス」に修正し、説明文・内容例示も修正する。	【生産物分類策定研究会の記録第一巻 「サービス分野の生産物分類」に関する今後の修正必要箇所(令和3年3月時点)について】より転記】 生産物分類策定研究会における建設業分野の検討において設定した生産物との一部重複を削除するため。	左記の御意見のとおり修正する。	生産物分類策定研究会(財分野)において、修正の了承を得ているもの。
47	総務省統計局	K-不動産業、 物品賃貸業	69200603	サブリースサービス	御意見・御質問	駐車場のサブリースサービスについて、該当する生産物分類項目の整理をしていただきたい。	・生産物分類に設定がされている「サブリースサービス」の分類項目については、「建物」が対象であると記載がされている。 ・一方、当該サービスに関しては、駐車場についても同様のサービスを提供する事業者が存在している。 ・駐車場のサブリースサービスについて、既存の生産物分類項目に分類される場合には、「説明・内容例示」欄にその旨を記載し、明示化をされたい。 ・当該サービスが既存の生産物分類項目には含まれないということであれば、新たな分類項目の設定を検討願いたい。	左記分類の説明に、駐車場のサブリースサービスが本分類に含まれると明示するため、サービスの対象に「土地」を追加し、対応する日本標準産業分類小分類コードに「693」(駐車場業)を追加する。 また、分類を明確にするため、69300303「駐車場サービス」の×例示に「駐車場のサブリースサービス」を追加する。	分類を明確にするため。
48	日本銀行	K-不動産業、 物品賃貸業	69100903	会議室賃貸サービス	項目名 説明・内容例示	当分類と69100303「事務所用建物賃貸サービス」の違いがもう少し分かるように記載して頂きたい。 例えば、シェアオフィスやレンタルオフィスについて、この分類に含まれないことを「×」例示として示していただきたい。	両分類の違いが分かりづらいため。 具体例として、シェアオフィスやレンタルオフィスについて、69100303「事務所用建物賃貸サービス」と当分類のどちらに含まれるのかが分かりづらい。	左記の御意見を踏まえ、項目名及び説明・内容例示を以下のとおり修正することとしたい。 ・統合分類69100300「非住宅用建物・スペース賃貸サービス(収納スペース賃貸サービス、会議室・ホール等賃貸サービスを除く)」及び詳細分類の分類名称に、「スペース」を追加する。 ・69100303「事務所用建物・スペース賃貸サービス」の例示に「○シェアオフィス(月又は年単位で賃貸するもの)」、「×シェアオフィス(時間又は日数単位で賃貸するもの)」を追加する。 ・統合分類69100900「会議室・ホール等賃貸サービス」及び詳細分類の名称に、「(時間又は日数単位で賃貸するもの)」を追加する。 ・69100399「その他のスペース賃貸サービス(時間又は日数単位で賃貸するもの)」の○例示に「シェアオフィス(時間又は日数単位で賃貸するもの)」を追加する。 ・69100906「劇場式ホール賃貸サービス」が対応する日本標準産業分類の小分類に951(集会場)が漏れているため、追記する。 ・69100903「会議室賃貸サービス」及び69100999「その他のスペース賃貸サービス」の×例示「劇場賃貸サービス」は詳細分類の名称「劇場式ホール賃貸サービス(時間又は日数単位で賃貸するもの)」に修正し、記載ぶりをそろえる。	時間又は日数単位で賃貸するものは、統合分類69100900「会議室・ホール等賃貸サービス」に分類するものと整理をし、他分類と紛れがないように項目名及び説明・内容例示を左記の対応案のとおり修正する。
49	経済産業省	L-学術研究、 専門・技術サービス業	72600321	デジタルメディアデザイン	分割	「デジタルメディアデザイン」について、「UI(ユーザー・インターフェース)・UX(ユーザー・エクスペリエンス)デザイン」と「サービスデザイン」に分割の上、追加をお願いしたい。	経済の成熟や技術の進化に伴い、デザイン業の領域が発展・拡大していた状況から、同業に該当する生産物分類を時代に即したものに修正する必要があるため。 日本標準産業分類第14回改定の検討(第13回産業分類検討チーム)における「7261デザイン業」の定義・内容例示を踏まえての提案。	現行のまます。	「UI(ユーザー・インターフェース)デザイン」・「UX(ユーザー・エクスペリエンス)デザイン」と「サービスデザイン」は明確な定義が無い。特に「サービスデザイン」は仕組み・使い方等まで含めたデザインとして新・産業分類の例示として認められはしましたが、商品企画や経営企画との区別が付きにくく概念として成熟していないため。

No.	提出元	日本標準産業分類 (第13回改定) 大分類コード	生産物分類 暫定分類コード (8桁)	分類項目名	内容	意 見 等	理 由	対応案	対応案とする理由
50	総務省統計局	L-学術研究、 専門・技術サービス業	—	—	御意見・御質問	持株会社が保有する子会社の株式を譲渡した場合の分類項目を明示化されたい。	・令和4年の経済構造実態調査では、持株会社が保有する子会社の株式を譲渡した場合にどの分類項目に含まれるのかという照会があった。 ・生産物分類には「持株会社による子会社等の株式保有(受取配当金)【R】」という分類項目があるが、これは配当金を受け取った場合を含めるものであり、譲渡した場合までを含めるものではないと考えられる。 ・既存の分類項目に含まれるものであれば、「説明・内容例示」欄にその旨を記載し、明示化をされたい。 ・当該サービスが既存の生産物分類項目には含まれないとことであれば、新たな分類項目の設定を検討願いたい。	持株会社が保有する子会社の株式を譲渡した場合の分類項目は、生産物分類に設定しない。	資産売却による一時的な収入は付加価値を発生する営業収入ではなく、また、生産物分類で設定している「生産物に関する把握が必要な収入項目」(名称の末尾に【R】を付している分類)にも該当しない。 したがって、当該項目は生産物分類の対象外につき、設定しない。
51	日本銀行	L-学術研究、 専門・技術サービス業	74201203	地図・地理情報の作成・提供サービス	説明・内容例示	・ハザードマップ提供サービス等についてもこの分類に含まれることを「○」例示として示して頂きたい。 ・地図・位置情報を活用した位置ゲームや、地図プラットフォームを提供するサービスは、この分類に含まれないことを「×」例示として示して頂きたい。	・具体例があつたほうが、当分類に含まれるサービスのイメージがしやすいため。 ・いずれも、地図/位置情報を活用して提供されるサービスであり、この分類に含まれるものと誤認される可能性があるため。	左記の御意見のとおり対応する。	分類を明確にするため。
52	事務局	L-学術研究、 専門・技術サービス業 (O-教育、教育学習支援業)	72990303 (81009999)	認証・評価サービス (教育附帯サービス)	説明・内容例示	左記詳細分類の○例示「大学等認証評価」を大分類O-教育、学習支援業の生産物とするべきではないか。	左記詳細分類の○例示「大学等認証評価」は、産業分類では大分類O-教育、学習支援業の細分類8181「学校教育支援機関」に該当するため。	左記の御意見のとおり対応する。	日本標準産業分類14回改定において、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づかない自主的な評価機関も大分類O-教育、学習支援業の細分類8181「学校教育支援機関」に位置付けたことから、大学等の認証機関は一括して大分類O-教育、学習支援業から算出される生産物分類に設定することが適切と思料されるため。
53	厚生労働省	M-宿泊業、 飲食サービス業	76000303	店舗内飲食サービス(給食サービスを除く)	分割	76000303「店舗内飲食サービス(給食サービスを除く)」の分類を、現行の日本標準産業分類の細分類のように、提供される料理サービス(日本料理店、ラーメン店、すし店など)ごとに設定することについて、その粒度も含めて検討すべき。	日本標準産業分類第14回改定の第12回産業分類検討チームにおける議論を踏まえ、提供される飲食サービス(料理のジャンル)ごとに分類を設定することにより、生産される財、提供されるサービスそのものに着目した生産物分類の趣旨に合致すると思われるため。	現行のまます。	左記の御意見は生産物分類を現行JSIC細分類と同様にすべきことだが、次の点で問題があると考える。 ① 現行JSICの区分は厚生労働省における行政施策上の目的による区分のことだが、当該施策は事業所又は企業に対するもので生産物とは無関係。 ② 仮に生産物分類を現行JSICと同様とした場合、統計調査においてすべての調査対象事業所が生産物をこの区分で回答することになり現実的でない。 以上のことから、現行JSICの区分を維持する限り、生産物分類を変更する合理的な理由は見当たらない。 なお、現行JSIC区分の妥当性については、別途、産業分類改定で議論することしたい。
54	事務局 (総務省統計局 からの御意見)	M-宿泊業、 飲食サービス業 (G-情報通信業) (H-運輸業、 郵便業)	76000306 40101200 44001503	持ち帰り飲食サービス マーケットプレイス提供サービス(広告以外の収入) その他の道路貨物運送サービス	御意見・御質問	顧客がインターネットのプラットフォーム(飲食店と配達人を仲介しているサービス)を介して、配達人が自転車等(貨物軽自動車運送事業の範囲外の手段)により、飲食店の商品を配達するサービスは、生産物分類においてどの分類に該当するか教えてほしい。	事業形態が多様化しており、判断しかねるため。	左記サービスに係る生産物分類は以下のとおり。 ・飲食店が飲食物を提供するサービスは「持ち帰り飲食サービス」が該当する。 ・インターネットを通じて飲食物を提供する取引を仲介するシステムを提供するサービスのうち、飲食店等が登録する手数料は「マーケットプレイス提供サービス」が該当する。 ・自転車等(貨物軽自動車運送事業の範囲外の手段)により配達人が配達する際の収入は「その他の道路貨物運送サービス」が該当する。	左記の対応案のとおり。

No.	提出元	日本標準産業分類 (第13回改定) 大分類コード	生産物分類 暫定分類コード (8桁)	分類項目名	内容	意 見 等	理 由	対応案	対応案とする理由
55	事務局 (外部照会より 抜粋)	N-生活関連 サービス業、娛 楽業	80400300	スポーツ施設利用サービス	説明・内容例示	「野球場利用サービス」は、「主として野球を行うための施設を利用に供するサービス。」との説明がありますが、コンサートなどイベント利用で野球場を利用する場合も含まれるのでしょうか。また、「サッカー場利用サービス」も、「主としてサッカーを行うための施設を利用に供するサービス。」との説明がありますが、コンサートなどイベント利用でサッカー場を利用する場合も含まれるのでしょうか。 説明・内容例示を明確にしていただきたい。	現行の分類の定義では判断しかねるため。	左記の御意見のとおり、説明を以下のとおり修正する。 「主として○○を行うための施設を利用に供するサービス。当該施設の利用目的は○○に限定しない。 地方自治体等から○○の運営を受託するサービスは本分類に含まれる。」	分類を明確にするため。
56	日本銀行	N-生活関連 サービス業、娛 楽業	80400300	スポーツ施設利用サービス	説明・内容例示	詳細分類に挙げられている各施設の利用目的が、当該競技の実施に限らない旨も明記して頂きたい。	利用目的として、「主として」と記載がある分類もあるが、利用目的が当該競技(ほか類似イベント)に限られるようにも読めるため。		
57	事務局	N-生活関連 サービス業、娛 楽業	78909900 78900903	リラクゼーションサービス(手 技を用いるもの)	項目名	左記統合分類及び詳細分類の名称を「リラクゼーションサービス(手技を用いるもので医業類似行為を除く)」に修正する。	日本標準産業分類第14回改定において、小分類835「療術業」を「施術業」に修正した際、「医業類似行為を業とするものが療術業に該当する」と整理されたことから、分類を明確にするため。	左記の御意見のとおり修正する。	日本標準産業分類第14回改定の内容を踏まえた見直しのため。
58	経済産業省	N-生活関連 サービス業、娛 楽業	—	—	説明・内容例示	産業細分類8096「娯楽に附帯するサービス業」に対する生産物分類として、「舞台技術サービス」の設定をお願いしたい。	成長産業としてのライブエンターテインメント業界を支える業務であることや国際分類との比較可能性等を踏まえて、「裏方」とも呼ばれる、大道具、照明、音響等の舞台装置の管理・設営・操作を行うサービスを追加する必要があるため。 日本標準産業分類第14回改定の検討(第11回産業分類検討チーム)においても、内容例示の追加について、左記の理由から承認いただいている。	左記の意見を踏まえ、80909999「その他の娯楽サービス」の内容例示に「舞台技術サービス」を追加する。	日本標準産業分類第14回改定の内容を踏まえた見直しのため。(劇の上演に対する専門的なサービスであることから娯楽の例示とする。
59	総務省統計局	N-生活関連 サービス業、娛 楽業	—	—	新設	テレビ番組の美術セットを制作するサービスについて、該当する生産物分類項目の整理をしていただきたい。	・テレビ番組の美術セットを制作するサービスがあるが、このサービスがどの生産物分類項目に分類されるかが明示されていないと考えられる。 ・既存の生産物分類項目に分類される場合には、「説明・内容例示」欄にその旨を記載し、明示化をされたい。 ・当該サービスが既存の生産物分類項目には含まれないとあれば、新たな分類項目の設定を検討願いたい。	左記の意見を踏まえ、41101299「その他の映像制作サービス」の内容例示に追加する。	テレビ番組の美術セット制作は、映像制作企業に対する中間投入と考え、映像制作に関連づける。同分類の説明に「…又は映像制作に係る技術業務を行なうサービスは本分類に含まれる。」とあることから、この項目が妥当と考える。
60	総務省統計局	N-生活関連 サービス業、娛 楽業	79200303	家事代行サービス	御意見・御質問	「家事代行サービス」には、法人がサービスを提供する場合にも含まれるのか、整理されたい。	・「家事代行サービス」は、法人が事業としてサービス提供を行う場合もある。 ・「家事代行サービス」の説明文には、「個人の家庭で家事労働を提供するサービス。個人と契約して行う掃除、洗濯、料理、買い物、高齢者の見守りなどの家事サービスは本分類に含まれ、…」と記載があるが、この記載からは、サービスの提供者が法人である場合を除くとは読みない。 一方で、このサービスを生み出す産業小分類は、792「家事サービス業」であることが明記されている。 ・産業小分類792「家事サービス業」は、経済センサス-活動調査では調査対象外の産業分類項目だが、これは当該分類項目に分類される事業所が個人であることを想定しての措置と認識をしている。 ・産業小分類792「家事サービス業」には個人しか含まれないとすると、生み出される「家事代行サービス」も個人が提供するサービスに限定されてしまうが、生産物分類における「家事代行サービス」が法人により提供されるサービスも含むものであれば、「説明・内容例示」欄にその旨を記載し、明示化をされたい。 ・また、「家事代行サービス」を提供する法人事業所がどの産業分類項目に分類されるかも整理をしていただき、対応する産業分類項目として明記されたい。	現行のまます。	「家事代行サービス」の説明文には、「個人の家庭で家事労働を提供するサービス。個人と契約して行う掃除、洗濯、料理、買い物、高齢者の見守りなどの家事サービスは本分類に含まれ、(以下省略)」と記載しており、あくまでサービスの対象が家計であることを述べているだけであり、法人を排除するとは記載していないため、現行のまます。 日本標準産業分類の考え方からは、サービス生産者は法人企業も個人企業もあり得るが、双方とも企業であることは変わらない。 経済センサス-活動調査での扱いは、調査対象の捕捉の困難など調査技術上の問題と考えられ、分類の問題ではないと思料する。

No.	提出元	日本標準産業分類 (第13回改定) 大分類コード	生産物分類 暫定分類コード (8桁)	分類項目名	内容	意 見 等	理 由	対応案	対応案とする理由
61	文部科学省	O-教育、教育 学習支援業	81001206	大学・大学相当教育サービス	説明・内容例示	○「説明・内容例示」について 現行では、「学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第4項第2号に基づく独立行政法人大学改革教育・学位授与機構の認定を受けた課程(学士)における教育サービス」となっているところ「学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第7項に基づく独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の認定を受けた課程(学士)における教育サービス」に改めたい。	・2016年に独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に名称が変更となったため。 ・学校教育法の改正により根拠条にずれが生じたため。 ○参考:学校教育法(昭和22年法律第26号)(抄) 第一百四条 ⑦ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、文部科学大臣の定めるところにより、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める学位を授与するものとする。 一 短期大学(専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校を卒業した者(専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)又はこれに準ずる者で、大学における一定の単位の修得又はこれに相当するものとして文部科学大臣の定める学習を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認める者 学士 二 学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものに置かれる課程で、大学又は大学院に相当する教育を行うと認めるものを修了した者 学士、修士又は博士	左記の御意見のとおり修正することとしたい。	日本標準産業分類第14回改定の内容を踏まえた見直しのため。
62	産業分類検討 チーム	O-教育、教育 学習支援業	82409912 82409999	美術・工芸等教授サービス 他に分類されないその他の 教養・技能教授サービス	分割	産業分類8243「生花・茶道教授業」があるが、細かすぎる分類と考えられる。現行の生産物分類では、これらが左記項目にまとめられているため、生産物分類を細かくしてはどうか。	【第8回産業分類検討チーム(令和4年5月13日開催)における御意見】	左記の御意見を踏まえ、統合分類82409900「その他の教養・技能教授サービス」の中に、新たに「生花・茶道・書道教授サービス」を新設すると共に、「IT技能・教養教授サービス」を新設する。	日本標準産業分類(第14回改定)の産業分類検討チーム席上において、産業規模は小さいが政策的に意義のある生花・茶道教授業等について生産物分類での取扱いを議論した上で、将来的には小分類824のあり方について検討することが課題となっていたため。 また、当該議論の席上にて、近年増加傾向にあり、「その他の教養・技能教授業」の割合を押し上げている可能性のあるパソコン教室などについても生産物分類であらかじめ把握出来るよう「IT技能・教養教授サービス」も立項するもの。
63	総務省統計局	O-教育、教育 学習支援業	—	—	新設	産業細分類8229「その他の職業・教育支援施設」に分類される事業所(児童自立支援施設など)において提供されるサービスについて、該当する生産物分類項目の整理をしていただきたい。	・産業細分類「8229 その他の職業・教育支援施設」に分類される事業所(児童自立支援施設など)において提供されるサービスは、どの生産物分類項目が該当するか。 ・「サービス分野の生産物分類(2019年設定)」で「分類項目名、説明及び内容例示」を参照しても、産業小分類「822」に対応するサービスで該当し得るもののが見当たらない。 ・既存の生産物分類項目に分類される場合には、「説明・内容例示」欄にその旨を記載し、明示化をされたい。 ・当該サービスが既存の生産物分類項目には含まれないとことであれば、新たな分類項目の設定を検討願いたい。	82909999「その他の教育・学習支援サービス」の内容例示に日本標準産業分類の細分類8229(その他の職業・教育支援施設)が生み出される生産物について内容例示されているため、特段新規立項は行わない。 また、区分が明確化するよう、産業小分類に「822」の記述を追加する。	児童自立支援施設などで提供されるサービスは、82909900「その他の教育・学習支援サービス」に含まれるため。また、当該生産物の○例示に「フリースクールが提供する学習支援サービス、児童自立支援サービス」が明記されているため。
64	総務省統計局	O-教育、教育 学習支援業	82400303	職業技能教授サービス	御意見・御質問	「職業技能教授サービス」を生み出す産業について、整理されたい。	・「職業技能教授サービス」を生み出す産業小分類は、824「教養・技能教授業」であることが「サービス分野の生産物分類(2019年設定)」の「分類項目名、説明及び内容例示」に明示されている。 ・産業細分類8222「職業訓練施設」には、公的に職業能力開発や技能講習などを実施する事業が分類されるが、例えば、職業能力開発校などが提供するサービスについては「職業技能教授サービス」として、当該産業からも生み出されることが想定され得るのではないかと考えられる。 ・上述の想定のとおりであるならば、産業小分類822「職業・教育支援施設」についても当該サービスを生み出す産業小分類として明記されたい。	・左記御意見を踏まえ、職業技能教授サービスの説明文に職業能力開発学校などの職業訓練施設による職業技能を教授するサービスが本分類に含まれる旨を追記する。 ・この分類には職業・教育支援施設や専修学校、各種学校による技能教授サービス、通信教育も含まれることから、日本標準産業分類小分類につき817、821、822を追記する。 ・当該サービスが生み出される産業について、元は824が入っていたが、日本標準産業分類第14回改定の議論を踏まえ824を削除し829を追加する。さらにR3経済センサス-活動調査の結果より、この生産物が生み出される主業は829と思料されることから、統合分類コードを変更する。	・「職業技能教授サービス」については御指摘の通り、817学校教育法に規定された専修学校や各種学校、821にある通信教育、822職業能力開発大学校などの公的な職業訓練や、829他に分類されない教育・学習支援業など複数の産業から生み出されるため、そのことが明確となるよう整理するため。 ・「職業技能サービス」と「その他の教養技能・教授サービス」との区分を明確化するため。

No.	提出元	日本標準産業分類 (第13回改定) 大分類コード	生産物分類 暫定分類コード (8桁)	分類項目名	内容	意見等	理由	対応案	対応案とする理由
65	総務省統計局	O-教育、教育 学習支援業	82400303 82409900	職業技能教授サービス その他の教養・技能教授サー ビス	御意見・御質問	左記の生産物分類項目について、産業 小分類項目との整理をお願いしたい。	・これらの生産物分類項目については、産業小分類「824 教 養・技能教授業」に対応すると整理がされている。 ・一方で、「説明及び内容例示」には、「通信教育によるもの を含む。」という記載や、「専修学校(一般課程)・各種学校に よる職業技能を教授するサービスは本分類に含まれる。」と いう記載もあることから考えれば、産業小分類817「専修学 校、各種学校」や821「社会教育」にも対応すると考えられ る。また、専修学校や各種学校でない事業所で、当該サー ビスを提供していれば、産業小分類829「他に分類されない 教育、学習支援業」にも対応すると考えられる。 ・これらの生産物分類項目について、それぞれの産業小分 類項目との整理をお願いしたい。	この分類には専修学校、各種学校による技能 教授サービスや、通信教育も含まれることから、 日本標準産業分類小分類につき817、821を追記 する。 さらに、「職業技能サービス」と「その他の教養 技能・教授サービス」との区分を明確化するた め、それぞれの説明文を修正すると共に内容例 示を追加する。	
66	総務省統計局	O-教育、教育 学習支援業	82900303	自動車教習サービス	御意見・御質問	左記の生産物分類項目について、産業 小分類項目との整理をお願いしたい。	・この生産物分類項目については、産業小分類829「他に分 類されない教育、学習支援業」に対応すると整理がされてい る。 ・一方で、産業小分類817「専修学校、各種学校」には、○例 示に「自動車教習所」の記載があることから、当該産業小分 類にも対応することが考えられる。 ・この生産物分類項目について、産業小分類項目との整理 をお願いしたい。	自動車教習サービスが産出される産業として、 各種学校も含まれることから、整理する産業分類 について817も追記する。	日本標準産業分類上では「各種学校」、「他に分 類されない教育、学習支援業」の○例示に「自動車 教習所」が記載されている。 しかし、都道府県が学校教育法に基づき各種学校 に指定している教習所と、その他の教習所とで提供 している教育サービスの内容はほぼ同様と考えられ るため、自動車教習サービスについては生産物分 類では1本の分類として整理する。 また、産出される産業小分類については、「各種学 校」以外の自動車教習所が多数を占めるため、現行 の産業小分類829のまます。
67	文部科学省	O-教育、教育 学習支援業	81001209	大学院修士課程・大学院修 士課程相当教育サービス	説明・内容例示	○「説明・内容例示」について 現行では、「学校教育法(昭和22年法律 第26号)第104条第4項第2号に基づく独立 行政法人大学改革教育・学位授与機構の 認定を受けた課程(修士)における教育 サービス」となっているところ「学校教育法 (昭和22年法律第26号)第104条第7項に基 づく独立行政法人大学改革支援・学位授 与機構の認定を受けた課程(修士)におけ る教育サービス」に改めたい。	・2016年に独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に名 称が変更となったため。 ・学校教育法の改正により根拠条にずれが生じたため。 ○参考:学校教育法(昭和22年法律第26号)(抄) 第百四条 ⑦ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、文部科 学大臣の定めるところにより、次の各号に掲げる者に対し、 当該各号に定める学位を授与するものとする。 一 短期大学(専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高 等専門学校を卒業した者(専門職大学の前期課程にあつて は、修了した者)又はこれに準ずる者で、大学における一定 の単位の修得又はこれに相当するものとして文部科学大臣 の定める学習を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力 を有すると認める者 学士 二 学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行 うもののうち当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定が あるものに置かれる課程で、大学又は大学院に相当する教育 を行うと認めるものを修了した者 学士、修士又は博士	左記の御意見のとおり修正することとしたい。	団体名及び根拠法令の変更に伴う修正を行 うため。

No.	提出元	日本標準産業分類 (第13回改定) 大分類コード	生産物分類 暫定分類コード (8桁)	分類項目名	内容	意 見 等	理 由	対応案	対応案とする理由
68	文部科学省	O-教育、教育 学習支援業	81001212	大学院博士課程・大学院博 士課程相当教育サービス	説明・内容例示	○「説明・内容例示」について 現行では、「学校教育法(昭和22年法律 第26号)第104条第4項第2号に基づく独立 行政法人大学改革教育・学位授与機構の 認定を受けた課程(博士)における教育 サービス」となっているところ「学校教育法 (昭和22年法律第26号)第104条第7項に基 づく独立行政法人大学改革支援・学位授 与機構の認定を受けた課程(博士)におけ る教育サービス」に改めたい。	・2016年に独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に名 称が変更となったため。 ・学校教育法の改正により根拠条にずれが生じたため。 ○参考:学校教育法(昭和22年法律第26号)(抄) 第百四条 ⑦ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、文部科 学大臣の定めるところにより、次の各号に掲げる者に対し、 当該各号に定める学位を授与するものとする。 一 短期大学(専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高 等専門学校を卒業した者(専門職大学の前期課程にあつて は、修了した者)又はこれに準ずる者で、大学における一定 の単位の修得又はこれに相当するものとして文部科学大臣 の定める学習を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力 を有すると認める者 学士 二 学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行いうも ののうち当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があ るものに置かれる課程で、大学又は大学院に相当する教育 を行いうと認めるものを修了した者 学士、修士又は博士	左記の御意見のとおり修正することとしたい。	団体名及び根拠法令の変更に伴う修正を行った め。
69	文部科学省	O-教育、教育 学習支援業	82300303	幼児教室サービス	説明・内容例示	○「説明・内容例示」について 現行では、「幼児を対象とした、知育教 育、幼児教育の補習教育、小学校受験の ための教育などを行うサービス(通信教育 によるものを含む。)」となっているところ、「幼児を対象とした、知育教育、幼児教育の 補習教育、小学校受験のための教育など を行うサービス」に改めたい。	日本標準産業分類第14回改定において改定意見の提出 のあつた「通信教育(学校教育の補習)」について8299の例 示に記載したことによるもの。	説明文については現行のまます。ただし、 参考として付している日本標準産業分類小分類 番号に、「829」も追加する。	生産物としての幼児教室サービスは、事業所で行 われるものと通信教育によるものとで差異はないと考 えられるため。
70	文部科学省	O-教育、教育 学習支援業	82300306	学習塾・予備校サービス(小 学生)	説明・内容例示	○「説明・内容例示」について 現行では、「小学生を対象とした学校教育 の補習教育、学習指導、中学校受験のた めの教育などを行うサービス(通信教育によ るものと含む。)」となっているところ、「小 学生を対象とした学校教育の補習教育、学習 指導、中学校受験のための教育などを行う サービス」に改めたい。	日本標準産業分類第14回改定において改定意見の提出 のあつた「通信教育(学校教育の補習)」について8299の例 示に記載したことによるもの。	説明文については現行のまます。ただし、 参考として付している日本標準産業分類小分類 番号に、「829」も追加する。	生産物としての学習塾・予備校サービスは、事業 所で行われるものと通信教育によるものとで差異は ないと考えられるため。
71	文部科学省	O-教育、教育 学習支援業	82300309	学習塾・予備校サービス(中 学生)	説明・内容例示	○「説明・内容例示」について 現行では、「中学生を対象とした学校教育 の補習教育、学習指導、高校受験のため の教育などを行うサービス(通信教育によ るものと含む。)」となっているところ、「中 学生を対象とした学校教育の補習教育、学習 指導、高校受験のための教育などを行う サービス」に改めたい。	日本標準産業分類第14回改定において改定意見の提出 のあつた「通信教育(学校教育の補習)」について8299の例 示に記載したことによるもの。	説明文については現行のまます。ただし、 参考として付している日本標準産業分類小分類 番号に、「829」も追加する。	生産物としての学習塾・予備校サービスは、事業 所で行われるものと通信教育によるものとで差異は ないと考えられるため。
72	文部科学省	O-教育、教育 学習支援業	82300312	学習塾・予備校サービス(高 校生以上)	説明・内容例示	○「説明・内容例示」について 現行では、「高校生以上を対象とした学 校教育の補習教育、学習指導、大学・大 学院受験のための教育などを行うサービス (通信教育によるものを含む。)」となっ ているところ、「高校生以上を対象とした学 校教育の補習教育、学習指導、大学・大 学院受験のための教育などを行うサービス」に改 めたい。	日本標準産業分類第14回改定において改定意見の提出 のあつた「通信教育(学校教育の補習)」について8299の例 示に記載したことによるもの。	説明文については現行のまます。ただし、 参考として付している日本標準産業分類小分類 番号に、「829」も追加する。	生産物としての学習塾・予備校サービスは、事業 所で行われるものと通信教育によるものとで差異は ないと考えられるため。
73	文部科学省	O-教育、教育 学習支援業	82909999	その他の教育・学習支援サー ビス	説明・内容例示	○「説明・内容例示」について 現行の例示では、「○ フリースクールが 提供する学習支援サービス、児童自立支 援サービス」となっているところ、「○ フリー スクールが提供する学習支援サービス、児 童自立支援サービス、通信教育サービス (学校教育の補習によるもの)、家庭教師 サービス」に改めたい。	産業細分類8249から「家庭教師」を移動し、改定意見の提 出のあつた「通信教育(学校教育の補習)」についても、家庭 教師と同様に、学習塾に含まれない事業所として産業細分 類8299「他に分類されない教育、学習支援業」の例示に記 載したことによるもの。	内容例示に「家庭教師サービス」を追加する。	「家庭教師サービス」の区分を明確にするため。た だし、「通信教育システム(学校教育の補習によるもの) 」については、生産物としてのその他の教育・学 習支援サービスは、事業所で行われるものと通信教 育で行われるもので差異はないと考えられるため、 追加しない。

No.	提出元	日本標準産業分類 (第13回改定) 大分類コード	生産物分類 暫定分類コード (8桁)	分類項目名	内容	意 見 等	理 由	対応案	対応案とする理由
74	文部科学省	O-教育、教育 学習支援業	81009999	教育附帯サービス	説明・内容例示	現行の「○ 学位を授与するサービス、教師・幼稚園教諭・保育士等の教育実習を受託するサービス、各種証明書の発行サービス、学生証の再発行サービス」から「○ 高等教育機関の評価サービス、学位を授与するサービス、教師・幼稚園教諭・保育士等の教育実習を受託するサービス、各種証明書の発行サービス、学生証の再発行サービス」に改めたい。	産業細分類8181「学校教育支援機関」と対応し、追加を提案するもの。	左記の御意見のとおり修正する。	日本標準産業分類第14回改定の内容を踏まえた見直しのため。
75	総務省統計局	P-医療、福祉	83000903 83001203 83001503 83001803 83002103	公的医療保険が適用される 外来による医療サービス(歯科を除く) 公的医療保険が適用されない 外来による医療サービス (歯科を除く) 公的医療保険が適用される 外来による医療サービス(歯科) 公的医療保険が適用されない 外来による医療サービス (歯科) 保険予防活動サービス	説明・内容例示	医療施設が「訪問診療」をサービスとして提供している場合の分類項目を明示化されたい。	<p>・令和3年経済センサス-活動調査や令和4年の経済構造実態調査では、医療施設が医師による「訪問診療」をサービスとして提供している場合に、「訪問看護サービス」に記入していくケースが散見された。(新型コロナウイルス感染への対応もあり、「訪問診療」サービスのニーズは一定程度あったことが想料される。)</p> <p>・当該サービスについて「訪問」という側面に着目し、既存の生産物分類のうち統合分類「訪問看護サービス」に類似したサービスだと整理をするのであれば、各詳細分類の「説明・内容例示」欄にその旨を記載し、明示化をされたい。</p> <p>・当該サービスについて「医療」という側面に着目し、既存の生産物分類のうち統合分類「公的医療保険が適用される外来による医療サービス(歯科を除く)」や「公的医療保険が適用されない外来による医療サービス(歯科を除く)」に類似したサービスだと整理をするのであれば、詳細分類の「説明・内容例示」欄にその旨を記載し、明示化をされたい。</p> <p>・当該サービスが既存の生産物分類項目には含まれないと想定される場合は、新たな分類項目の設定を検討願いたい。</p>	<p>左記の御意見を踏まえ、以下の分類の説明に、「訪問診療」及び「オンライン診療」が含まれることがわかるように説明を追加したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・83000903「公的医療保険が適用される外来による医療サービス(歯科を除く)」 ・83001203「公的医療保険が適用されない外来による医療サービス(歯科を除く)」 ・83001503「公的医療保険が適用される外来による医療サービス(歯科)」 ・83001803「公的医療保険が適用されない外来による医療サービス(歯科)」 ・83002103「保険予防活動サービス」 	<p>病院・診療所等にて外来により医療サービスを受けることと「訪問診療」によって自宅で医療サービスを受けることは、用途・質に違いがないと考えられることから、同一の生産物分類として整理することしたい。</p> <p>また、「オンライン診療」も新型コロナウイルス感染症への対応において一定程度のニーズが高まったことから、「訪問診療」と同様に該当する生産物分類の説明に追加することしたい。</p>

No.	提出元	日本標準産業分類 (第13回改定) 大分類コード	生産物分類 暫定分類コード (8桁)	分類項目名	内容	意 見 等	理 由	対応案	対応案とする理由	
76	事務局	P-医療、福祉	83400303	助産サービス	移項 新設	「助産サービス」を「公的医療保険が適用されない入院による医療サービス」に統合し、「産後ケアサービス」を新設してほしい。	「助産サービス」は、助産所だけでなく病院で出産する場合もあるが、現行の説明では算出される事業所(日本標準産業分類の細分類の違い)により別の生産物分類として設定されている。(病院の場合は「公的医療保険が適用されない入院による医療サービス(歯科を除く)」に分類され、助産院で出産する場合は「助産サービス」に分類されている。) 助産所及び病院から提供される「助産サービス」の用途・質に違いがないと考えられることから、「助産サービス」は全て「入院による医療サービス」に統合することとしたい。 なお、産後ケア事業が該当する生産物分類が設定されていないため、「産後ケアサービス」を設定してほしい。	「助産サービス」は医療サービスと統合せず、助産師が妊婦等に対して助産又は保健指導を行うサービス(病院又は診療所において提供されるものを除く)が該当する分類として設定しておくこととする。 なお、「産後ケアサービス」は、病院、診療所及び助産所等で提供されるサービスとして新設する。 また、「産後ケアサービス」の新設に伴い、区分を明確にするため、「保健予防活動サービス」及び「助産サービス」の×例示に「産後ケアサービス」を追加する。	現行の分類において医療が介入しない分娩サービスの区分は、病院が提供している場合は「公的医療保険が適用されない入院による医療サービス(歯科を除く)」に分類され、助産所から提供される場合は「助産サービス」に分類されているため、これらを同じ生産物分類として統合することを検討したが、以下の理由により現行のまます。	①病院や診療所は、分娩中に妊産婦に異常が生じた場合、すぐに医師による医療行為への介入が可能であり、助産所が提供する分娩サービスと質が異なるため。 ②①のとおり、助産所が提供する分娩サービスにおいては、医療行為を伴う出産ができず、開設者は予め嘱託する医師及び病院又は診療所を定めておかなければならない(※ 医療法(昭和23年法律第205号)第19条)ことから、「医療サービス」と称する分類に統合することは不適切であるため。 また、母子保健法(昭和40年法律第141号)上に位置付けられた産後ケア事業は政策的に重要と考えられることから、病院、診療所及び助産所等で提供されるサービスとして「産後ケアサービス」を新設することとしたい。
77	厚生労働省	P-医療、福祉	83500300 83500303 83500306	療術サービス 公的医療保険が適用される 療術サービス 公的医療保険が適用され ない療術サービス	項目名 説明・内容例示 分割	分類項目名を83500300「施術サービス」、83500303「公的医療保険が適用される施術サービス」、83500306「公的医療保険が適用されない施術サービス」への変更すべき。 また、83500309「療術サービス」を独自の項目として設定すべき。	日本標準産業分類第14回改定の第8回産業分類検討チームにおいて、産業小分類835「療術業」の分類名称を「施術業」に変更することが了承され、生産物分類もこれに合わせるため。また、日本標準産業分類の細分類では、「あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師及び柔道整復師の施術所」と「療術業」が独自の項目として設けられていることに合わせるため。	左記の御意見のとおり修正することとしたい。	日本標準産業分類第14回改定の内容を踏まえた見直しのため。	
78	事務局 (総務省統計局 からの御意見)	P-医療、福祉	—	—	御意見・御質問 新設	医療収入には「文書料」があるが、どの分類に該当するのかわからない。バスケット項目を新設してはどうか。	現行の生産物分類では不明確であるため。	左記御意見を踏まえ、83009900「他の医療に関連するサービス」を新設し、○例示に「文書料」と記載する。	現行の分類は、文書料は、「公的医療保険が適用されない入院による医療サービス」又は「公的医療保険が適用されない外来による医療サービス(歯科を除く)」のいずれかに分類されると整理しているが、定義や内容例示に記載されていないため不明確であった。 また、現行の生産物分類には産業分類の中分類83-医療業に対応するバスケット項目がないため、バスケット項目を新設し分類の紛れがないように整理することとしたい。	

No.	提出元	日本標準産業分類 (第13回改定) 大分類コード	生産物分類 暫定分類コード (8桁)	分類項目名	内容	意 見 等	理 由	対応案	対応案とする理由
79	事務局	P-医療、福祉	8490999	その他の保健衛生サービス	説明・内容例示	内容例示に、「貯水槽水道の管理の点検(保健所が行うものを除く)」を追加してほしい。	【生産物分類策定研究会の記録第一巻「サービス分野の生産物分類」に関する今後の修正必要箇所(令和3年3月時点)について】より転記】 分類項目の内容を明確にするため、内容例示を追加する。	左記の御意見のとおり修正することしたい。	生産物分類策定研究会(財分野)において、修正の了承を得ているもの。
80	事務局 (総務省統計局 からの御意見)	P-医療、福祉	85310303	保育サービス	説明・内容例示	×例示に「幼稚園・幼稚園相当教育サービス」及び「幼保連携型認定こども園サービス」を追加してほしい。	サービス内容が紛れやすいため。	左記御意見を踏まえ、紛れやすい分類に×例示を追加する。追加する内容例示は以下のとおり。 ・81000303「幼稚園・幼稚園相当教育サービス」の×例示「保育所等が提供する乳児又は幼児を保育するサービス、幼保連携型認定こども園サービス、保育所型認定こども園サービス、地方裁量型認定こども園サービス」 ・81900303「幼保連携型認定こども園サービス」の×例示「幼稚園・幼稚園相当教育サービス、保育所等が提供する乳児又は幼児を保育するサービス」 ・85310303「保育サービス」の×例示「幼稚園・幼稚園相当教育サービス、幼保連携型認定こども園サービス、幼稚園型認定こども園サービス」	分類を明確化するため。
81	事務局 (外部照会より 抜粋)	R-サービス業 (他に分類され ないもの)	91100300	職業紹介サービス(常用・4か 月以上)	説明・内容例示	ダイレクトリクルーティング(求職者がインターネット上に職務経歴を登録し、それを見た企業が直接求職者をスカウト・採用するサービス)は、「職業紹介サービス(常用・4ヶ月以上)」に含まれるのでしょうか。あるいは、情報通信業の「ウェブ情報検索・提供サービス(広告以外の収入)」に該当するのでしょうか。 説明・内容例示を明確にしていただきたい。	現行の分類の定義では判断しかねるため。	職業紹介サービスは、職業安定法(昭和22年法律第141号)に基づく許可を受けた事業者が求人・求職の申込みを受けて行なうサービスを想定しているので、「職業紹介サービス(常用・4ヶ月以上)」には該当せず、40100603「ウェブ情報検索・提供サービス(広告以外の収入)」に該当することが妥当と考えられる。 ただし、40100603「ウェブ情報検索・提供サービス(広告以外の収入)」の内容例示の記載ぶりが包括的なので、追加はしない。	ダイレクトリクルーティングは、形態としては求人と求職のマッチングを行う場の提供と考えられる。これは、商品と人間の違いはあれ、マーケットプレイス運営に近いと思われるが、同分類は商品の売買仲介に限定されていることから、ポータルサイト等が提供するサービスを含む「ウェブ情報検索・提供サービス(広告以外の収入)」に位置付ける。

No.	提出元	日本標準産業分類 (第13回改定) 大分類コード	生産物分類 暫定分類コード (8桁)	分類項目名	内容	意 見 等	理 由	対応案	対応案とする理由	
82	産業分類検討 チーム	R—サービス業 (他に分類され ないもの)	—	—	新設	【第8回産業分類検討チーム(令和4年5月13日開催)における御意見】 産業分類において「ペストコントロール業」が新規立項したが、むしろ生産物分類において「ビル(商業)向け」「住宅向け」「農業用」など需要者別に区分してはどうか。	日本標準産業分類第14回改定の第8回、第9回産業分類検討チームにおいて、ペストコントロール業の新設されたため。	左記の御意見を踏まえ、「ペストコントロールサービス」を新設する。 なお、新設に伴い、84909999「その他の保健衛生サービス」の○例示「物品消毒」及び「電話機消毒」は、「ペストコントロールサービス」の○例示に移項することとした。	日本標準産業分類第14回改定の内容を踏まえた見直しのため。	
83	厚生労働省	R—サービス業 (他に分類され ないもの)	—	—	新設	【厚生労働省】 ペストコントロール業について独自に項目を設定すべき。				
84	日本銀行	—	—	(各種)著作権の使用許諾 サービス	説明・内容例示	サプライセンス契約によってサプライセンサーとなった権限者が、利用許諾の対価として利用者から得る使用料についても、当分類に該当することを記載して頂きたい。	サプライセンス契約における扱いが不明瞭のため。	この問題は著作権だけでなく知的財産権全般にわたるのではないか。 そこで、個々の項目定義に記載するのではなく、全体の注意書きに以下の文言を記載することとする。 「知的財産権の権利者から使用の許諾を受けた第三者が、他者に使用を許諾する、いわゆるサプライセンスに係るサービスは、使用許諾サービスに含める。」	分類を明確にするため。	
85	事務局 (総務省統計局 からの御意見)	—	—	(各種)商標・商品化の使用 許諾サービス (各種)著作権の使用許諾 サービス	説明・内容例示	×例示に「著作権等管理サービス」を追加してほしい。	サービス内容が紛れやすいため。	左記のとおり、対応したい。	分類を明確化するため。	
86	経済産業省	全般	—	—	御意見・御質問	生産物分類(財分野)については、特に卸売業、小売業がこれまでのJSICに比べて、非常に細かく分類設定されており、統合分類も細かい。ここまで細かい分類が必要なのか。また、生産物分類を利用した統計調査の実施にあたっては、準拠はするものの分類の設定は調査実施者の裁量で設定すると考えてよろしいか。	このまま統計調査に適用した場合、細かすぎて記入できない。	現行のまます。	調査に支障がある場合は、製造業と商業の分類の整合性に留意しつつ、分類項目の集約等で対処願いたい。	従来、旧商業統計と同様詳細な区分で調査を行つてきており、調査は可能と認識している。 なお、生産物分類策定研究会では、財ごとのマージン率算出を目指して可能な限り製造業と卸売業、小売業の生産物分類の品目を併せたいとの議論があつた。

No.	提出元	日本標準産業分類 (第13回改定) 大分類コード	生産物分類 暫定分類コード (8桁)	分類項目名	内容	意見等	理由	対応案	対応案とする理由
追加1	総務省統計局	G-情報通信業	41100600	テレビ番組の制作サービス	分割	「テレビ番組の制作サービス」につき、「外部委託」と「自主制作」を分割してほしい。	R4経済構造実態調査において、乙調査(旧特サビ実態)が廃止されるため、現在SNA作成に使用している区分につき今後経済センサス調査等で代替して調査するために、生産物分類にて項目の分割を行ってほしいため。	現行どおりとする。	第20回生産物分類策定研究会において、テレビ番組の制作については、実態としてテレビ局からの受託制作というのが多数を占め、自主制作は少ないということを鑑みて、テレビ番組の外部委託と自主制作を一本化したという背景があることから、生産物分類では分ける必要はない。 ただし経済センサス活動調査にて区分することについては特段の支障はない。
追加2	総務省統計局	G-情報通信業	41102400	映像著作権の使用許諾サービス	分割	「映像著作権の使用許諾サービス」につき、「映画」「テレビ」「その他」で分割してほしい。	「映像著作権の使用許諾サービス」については、映画、テレビ、その他で分割はしない。 また、これまで詳細分類に設定されていた「ビデオグラム化権の使用許諾サービス」「映像著作物に係るテレビ放映権の使用許諾サービス」「リメイク権の使用許諾サービス」「その他の映像著作権の使用許諾サービス」で分けることを取りやめ、統合分類と同一の「映像著作権の使用許諾サービス」と一本化する。	サービス分野の生産物分類(2019年設定)の検討時には、「映像著作権の使用許諾サービス」は、「ビデオグラム化権の使用許諾サービス」「映像著作物に係るテレビ放映権の使用許諾サービス」「リメイク権の使用許諾サービス」「その他の映像著作権の使用許諾サービス」の4つに分けることで議論を経た上で決定していたが、この数年で状況が変化したことにより、旧特定サービス産業実態調査項目のうち、必要とされる項目が変わった。 このことから、時代の変化に対応できるよう、生産物分類の策定に当たっては、各統計調査で必要に応じて分類項目の分割を行うことができるよう、統合分類と詳細分類を「映像著作権の使用許諾サービス」として一本化して設定することとする。	
追加3	総務省統計局	G-情報通信業	41200300 41200600	音楽ソフト(物理的媒体) 音楽ソフト(配信用)	分割	音楽ソフトの物理的媒体及び配信用それぞれにつき、邦楽と邦楽以外で統合分類を分けてほしい。	「音楽ソフト」については、「邦楽」「邦楽以外」で分割はしない。 「音楽ソフト(物理的媒体)」については、項目名を「音楽ソフト(情報記録物)」に変更し、これまで設定されていた詳細分類「音楽CD」「その他の音楽用物理的媒体(音楽CDを除く)」「音楽ビデオ(物理的媒体)」を取りやめ、統合分類と同一の「音楽ソフト(情報記録物)」とする。 「音楽ソフト(配信用)」については、現行のままとする。	「邦楽」の定義づけが困難であるため、「邦楽」「邦楽以外」に分けない。 ただし経済センサス活動調査にて区分することについては特段の支障はない。	
追加4	総務省統計局	A-農業、林業	01300318 01300399	農作業サービス その他の農業サービス	説明・内容例示	生産物分類コード「013003181 農作業代行サービス」と「013003999 その他の農業サービス」の内容例示において、「〇」にどちらにも同じ「稻作・畑作・果樹・花き・工芸農作物農業の農作業の代行サービス」があるのですが、この相違はどういった観点になるのか。	同一の〇例示があるため、違いを明確に把握したい。	前回設定時の誤植のため、「農業サービス」の〇例示から「稻作・畑作・果樹・花き・工芸農作物農業の農作業の代行サービス」を削除する。	前回設定時の経緯などを確認したところ、農林水産省のIOでは農業代行サービスを他の農業サービスとは質が異なると整理しているため、「その他の農業サービス」から「農業代行サービス」を独立したいとの要望があり、その際の説明文案には、「その他の農業サービス」〇例示から「稻作・畑作・果樹・花き・工芸農作物農業の農作業の代行サービス」は削除されていたのに、事務局で反映した際に削除が漏れたため。

No.	提出元	日本標準産業分類 (第13回改定) 大分類コード	生産物分類 暫定分類コード (8桁)	分類項目名	内容	意 見 等	理 由	対応案	対応案とする理由
追加5	総務省統計局	A—農業、林業 H—運輸業、郵便業	01300309 46200303 01300318	航空防除サービス 航空機使用サービス 農作業代行サービス	項目名 説明・内容例示	「航空防除サービス」の○例示「航空機以外による航空防除サービス」及び×例示「航空機による航空防除サービス」がどのような手段によって提供されるサービスを指しているのか不明である。	「航空防除サービス」の○例示「航空機以外による航空防除サービス」及び×例示「航空機による航空防除サービス」がどのようなサービスか明確になるように修正してほしい。	「航空防除サービス」、「航空機使用サービス」、「農作業代行サービス」を以下のとおり修正する。 ・「航空防除サービス」 項目名を「航空防除サービス(有人の航空機によるものを除く)」に修正する。 現行の○及び×例示は削除し、説明・内容例示に、航空法(昭和27年法律第231号)に規定する航空機以外による航空防除サービスである旨が明確になるように修正する。 ・「航空機使用サービス」 航空法に規定する航空機を使用したサービスである旨がわかるように、説明を修正する。また、「航空防除サービス」を除く旨がわかるように説明を追加する。 ・「農作業代行サービス」 農作業の一部を代行するサービスであることが明確になるように説明・内容例示を修正する。	「航空防除サービス」は、H27産業連関表部門別品目別国内生産額表(農業サービス)の細品目を参考にと設定した分類である。当分類の範囲は産業連関表における定義と同様と考えられ、日本標準産業分類の小分類013「農業サービス業(園芸サービス業を除く)」の活動を範囲としたサービスである。 「航空防除サービス」は、航空法(昭和27年法律第231号)に規程する「航空機以外」によって提供されるサービスであり、航空法(昭和27年法律第231号)に規程する「航空機」によって提供されるサービスは、日本標準産業分類では大分類H—運輸業、郵便業の小分類462「航空機使用業(航空運送業を除く)」に該当し、生産物分類では「航空機使用サービス」に該当する。 上述したとおりの整理であるが、現行の項目名及び説明・内容例示ではその旨が理解し難いため、明確にするため左記対応案のとおり修正することとした。 また、「航空防除サービス」が農薬散布サービスのみを指しており、肥料散布サービスは含まれない。このことを明確にするために、「農作業代行サービス」の説明・内容例示を修正することとした。
追加6	事務局	E—製造業	11250303 11200309 11200312 11210327	細幅織物 ちりめん類(小幅のもの) その他の絹小幅織物 その他の綿小幅織物	説明・内容例示	細幅織物の定義を、それまでの「幅13cm未満」から「幅13cm以下」に変更しないのか。	日本標準産業分類の第14回改定において、産業細分類1125「細幅織物業」の説明文における細幅織物の定義が、それまでの幅13cm未満から幅13cm以下に変更になったが、生産物分類でも反映する必要があるから。	左記御意見のとおり、説明文を変更する。 また、「11200309ちりめん類(小幅のもの)」、「11200312その他の絹小幅織物」「11210327その他の綿小幅織物」の定義の見直しも同時に行うこととする。	日本標準産業分類の第14回改定の変更内容を生産物分類でも適用するため。 (細幅織物業の幅の基準は、法令等では確認出来ませんでしたが、協会などでは基準を「13cm以下」としているため、日本生産物分類で変更された。)
追加7	総務省統計局	J—金融業、保険業保険業	66190606	仮想通貨交換サービス	説明・内容例示	左記分類の説明に「ただし、仮想通貨の売買又は他の通貨との交換の媒介、取次ぎ又は代理はその他の金融代理サービスに分類される。」と定義されているが、「仮想通貨交換サービス」及び「その他の金融代理サービス」に分類される生産物の違いは何か教えてほしい。	日本標準産業分類第14回改定の第6回検討チームにおいて、暗号資産交換業者は一體的に暗号資産代理業等を行っていることから、産業細分類6619「その他の補助的金融業」の○例示に追加されている。 したがって、「その他の金融代理サービス」に分類される仮想通貨交換業から産出される生産物がどのようなものか不明であるため。	左記分類の説明の「ただし、」書き以降の一文を削除し、内容例示を修正する。	日本標準産業分類第14回改定の内容を踏まえた見直しのため。 左記分類はサービス分野の生産物分類の検討において、第17回生産物分類策定研究会(平成30年10月29日開催)にて議論したものであるが、当時は、仮想通貨交換業の産業分類の位置付けを暫定的に産業細分類6619「その他の補助的金融業」又は6639「その他の金融代理業」に分類されるものと整理していた。 その後、日本標準産業分類第14回改定の第6回検討チーム(令和4年2月10日開催)において、暗号資産交換業は一體的に暗号資産交換業等を行っていることから、6619「その他の補助的金融業」への○例示に追加されることとなった。 以上を踏まえ、生産物分類においても暗号資産交換業から産出される生産物は、「暗号資産交換サービス」のみと整理することとした。 なお、「仮想通貨交換業」は資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)の一部改正により、「暗号資産交換業」へ改称されている。(当資料No.35参照)
追加8	事務局	I—卸売・小売業	-	-	項目名 説明・内容例示	今回の生産物分類策定研究会にて決定した、特にE—製造業で検討して決定した内容を、物に対応して設定されている卸売、小売業に反映した方が良い。	製造業で製造した生産物の名前や内容と、卸売・小売業の扱う物の名前や内容に齟齬が生じるため。	左記御意見の通り修正する。	生産物の名称や説明を合わせるため。